

低入札価格審査書

世田谷区財務部経理課

1	件名	世田谷区立北沢タウンホール自動車運搬用エレベーター設備更新工事
2	入札日	令和6年10月30日
3	調査対象者	ダイコー株式会社
4	予定価格	160,000,000円（税抜）
5	入札価格	136,000,000円（税抜）

6 調査実施概要

	調査項目	調査内容
1	その価格により入札した理由	<p>○過去に多数の同種工事を受注、施工している実績があり、創業当時より手掛けてきた油圧式エレベーターについて活用できる資料も多く、同種製品を同時期に設計・製作を行う事により効率的な部品手配、工場製作等の次工程に移管でき、合理的な作業を重ねることにより経費削減が可能である。</p> <p>○機器材料については長年取引実績のある代理店から継続して現金購入しており費用の削減が可能であることから直接工事費の削減が可能である。また、製作費等費用についても、多種少量生産体制を取っていることから機種変化への柔軟な対応が可能であり、削減ができる。</p> <p>○共通仮設費・現場管理費については事務所と対象現場との距離が比較的短く、経費削減が可能である。</p> <p>○一般管理費等は公共建築工事共通積算基準を参考に積算し、本工事に十分対応可能な金額であると判断している。</p> <p>○据付工事を行う協力会社とは、「据付工事請負基本契約」を締結しており、施工内容にも精通しているため労務費の削減が可能である。相互の信頼関係も厚いため、過去にトラブル等もない。安全対策・工期などに十分な協力体制を取っていくことも確認している。</p> <p>○ISO9001、ISO14001の認定も取得しており、施工に際しては、これらの基準に則り、品質・環境に十分配慮をするとともに、社内の安全体制及び教育体制に基づき、定期的に安全教育を行う。</p>
2	手持ち工事の状況	<p>○新宿区柏木小学校昇降機設備改修工事 発注者：新宿区 履行場所：新宿区北新宿2-11-1 工期：令和6年9月10日～令和7年9月30日</p> <p>○吉祥寺南町コミュニティセンターエレベーター更新工事</p>

		<p>発注者：武蔵野市 履行場所：武蔵野市吉祥寺南町3-13-1 工期：令和6年8月28日～令和9年2月12日</p> <p>○大田文化の森ホール棟昇降機設備改修工事 発注者：大田区 履行場所：大田区中央2-10-1 工期：令和6年3月29日～令和7年5月30日</p> <p>○（仮称）東京スバル(株)練馬店新築工事 発注者：(株)日東工業 履行場所：練馬区谷原2-1-29 工期：令和6年7月8日～令和7年5月10日</p> <p>○楽天地ダービービル東館7号機改修工事 発注者：三菱電機ビルソリューションズ(株) 履行場所：墨田区江東橋3-8-2 工期：令和6年8月27日～令和7年7月31日</p> <p>○代官山木下ビル自動車用エレベーター入替工事 発注者：個人 履行場所：渋谷区猿楽町3-7 工期：令和6年5月20日～令和7年8月31日</p> <p>○日本橋一丁目中地区第一種市街地開発事業C街区新築工事 発注者：清水建設(株) 履行場所：中央区日本橋1-32 工期：令和5年10月31日～令和8年3月31日</p>
3	契約対象工事における配置予定技術者	配置予定技術者の主な保有資格等は以下のとおり。 職長・安全衛生責任者教育修了 ほか
4	契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連	工事場所までの距離：本社から約12km（車で約30分）、製作工場（イナダイコー(株)）から約56km（車で約90分）
5	手持ち資材の状況	特筆すべき事項なし
6	資材購入先及び購入先と入札者との関係	協力業者及び下請業者より購入予定。
7	手持ち機械の状況	特筆すべき事項なし
8	労働者の具体的供給見通し	調査対象者からは主任技術者、現場代理人のほか、最終仕上げ及び調整段階で、エレベーター1台当たり約20名の従事者を配置する。
9	工事实績 ※当該開札日から過去3年の間に完了した契約金額50,000千円以上の公共工事名	<p>○件名：東京藝術大学大学美術館取手館エレベーター更新工事 発注者：国立大学法人東京芸術大学 工期：令和3年5月26日～令和4年3月31日 金額：72,490,000円</p> <p>○件名：都立新宿山吹高等学校（3）昇降機設備改修工事その2 発注者：東京都</p>

		<p>工 期：令和3年10月11日～令和4年9月30日</p> <p>金 額：142,489,919 円</p> <p>○件 名：新宿区立新宿コズミックスポーツセンター自動車用エレベーター改修工事</p> <p>発注者：新宿区</p> <p>工 期：令和5年5月15日～令和6年3月29日</p> <p>金 額：132,374,000 円</p>
--	--	---

7 低入札価格調査委員会

開催日	令和6年11月25日
審査結果	<p>○予定価格と入札価格の差額は、特定の内訳項目が突出して安価であることにより生じたものではなく、万遍なくほぼ全ての内訳項目が区の積算より低かったことにより生まれている。こうした工事費全体に係る費用削減を、同時期の手持ち工事でも使用する資材・仮設材等の活用や長年取引のある代理店からの継続購入によるコスト減によって実現していることを確認した。なお、後述する撤去工事費及び法定福利費は、区の積算金額と比べた際の乖離の割合が大きかったものであるが、その金額が予定価格と入札価格の差額の大部分を占めているわけではなく、低入札価格の主な要因とはなっていない。</p> <p>○撤去工事費について、特に区の積算と乖離があったが、施工現場の条件を考慮し十分理解したうえで積算したものであることが確認できたため、仕様どおりに安全な施工ができると判断した。</p> <p>○法定福利費について、特に区の積算と乖離があったが、元請分については一般管理費等や共通仮設費に含んで計上しており、下請分についても見積徴取時に適切に確認をしたうえで積算していることを確認した。</p> <p>○本件において、世田谷区公契約条例における事業者の責務や労働報酬下限額等について理解したうえで積算していることを確認した。また、下請事業者にもそのことを伝えたくて見積りを徴取していることも確認した。</p> <p>以上、当該入札価格により契約の内容に適合した履行がされない恐れがあるとは認められないので、落札者と決定する。</p> <p>ただし、コスト圧縮による下請事業者へのしわ寄せや粗雑工事が生じることがないように、世田谷区低入札価格調査制度要領第8条及び世田谷区公契約条例の観点を踏まえ、区は発注者としての責任を持って、工事の進捗管理及び現場監督を徹底する。</p>